

Ⅱ 令和２年度 総合政策部の施策概要

第1 知事・副知事業務の総合調整

<知事室秘書課>

1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

第2 広報広聴活動の推進

<知事室広報広聴課>

スマートフォンの普及やSNSの浸透などにより、広報を取り巻く環境が日々変化し、道民ニーズも多様化する中、こうした動向を的確に把握し、道政への理解や参加を促すとともに、北海道の様々な魅力を道内外へ積極的に発信するため、様々な媒体・手法を用いて、効果的な広報広聴活動を推進します。

また、道民意識調査やインターネット調査などを活用して広報活動の効果を検証し、翌年度の取組に反映します。

1 広報活動の推進

庁内横断的かつ重点的なテーマや喫緊の課題について、広報広聴連絡会議で協議し、庁内連携のもと効果的・効率的な道政広報と北海道の魅力発信を推進します。

[3つの視点を踏まえた広報の推進]

道政における重点政策の実現に向け、北海道の将来像を道民と共有し、道政への理解と協力を得るため、次の3つの視点を踏まえて取り組みます。

- 計画的・効果的な情報発信
各媒体の特性を踏まえて計画的・効果的に情報を発信します。
 - ・年間予定や中長期的な視点を踏まえた、計画的で重点的な広報の推進
 - ・複数の広報媒体を組み合わせ、共通のテーマを集中的に発信
 - ・各媒体の特性を活かし、相互補完（連携）しながらより深い情報を発信
- 地域情報等の発信強化
道民の道政への関心を高め、道政への理解と参加を促進するとともに、地域への愛着を醸成するため、地域にとって、より身近な話題や情報を発信します。
 - ・広報紙などの主要媒体における地域の取組や魅力の発信をさらに充実
 - ・地域の動きをわかりやすく伝える動画コンテンツの充実
- 情報発信の環境整備
職員が主体的、効率的に道政情報や道内の魅力を発信できる環境を整備します。
 - ・ホームページのシステム更新による利用環境の充実
 - ・各部局がより効果的な情報を発信できるようにするための環境整備

(1) 自主広報媒体の効果的な活用

ア 情報の認知

道の重点政策や各事業を広く道民に伝えるため、共通のテーマを複数の広報媒体を組み合わせで発信することで、情報への接触機会の増加を図ります。

イ 情報の深化

広く情報を伝えたいものは広報紙で、詳細に情報を伝えたいものはホームページで、ビジュアルで伝えることが効果的なものは動画で、即時性を求めるものはSNSといった、各広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信を行うとともに、媒体間で相互補完（相互誘導）しながら、さらに深く情報を提供します。

(2) 企業等との協働広報の推進

民間企業等との協働による広報を推進するとともに、企業の広報媒体から道のホームページへの誘導など道の自主広報媒体と連携させた取組を展開します。

(3) 市町村との連携

北海道全体として、より効果的に情報発信を行うため、市町村と連携を図りながら道政情報や地域の魅力などを発信します。

(4) パブリシティ活動の推進

新聞・テレビなどのマスメディアに対して、報道素材を積極的かつ的確に提供することにより、道内外に道政情報や北海道の魅力を発信します。

2 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

(1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

(2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

(3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

3 その他広報広聴活動の推進

外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的に開催することにより、道民目線に立った広報広聴活動の推進を図ります。

また、職員研修、諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴パーソン」とあるという意識の啓発に努めます。

第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

＜知事室道政相談センター＞

1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

【苦情審査委員制度の概要】

機 関 名	北海道苦情審査委員	定 数	2 名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 〔ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。〕				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公 表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	26年度20件 27年度16件 28年度14件 29年度26件 元年度13件(1月末現在)				

2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

【公益通報の処理状況】

年 度	受理件数	うち調査件数	うち措置件数
27年度	3 件	1 件	1 件
28年度	0 件	0 件	0 件
29年度	5 件	1 件	0 件
30年度	2 件	1 件	0 件
元年度	5 件	1 件	0 件

※元年度は1月末現在の件数

3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密にして対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

【道政相談の処理状況】

年 度	相談件数	うち当センター受付件数
27年度	4,084件	3,171件
28年度	4,683件	3,906件
29年度	4,137件	3,465件
30年度	5,237件	4,652件
元年度	5,114件	4,338件

※元年度は1月末現在の件数

第4 官民連携の推進

＜官民連携推進室＞

1 「ほっかいどう応援団会議」などを通じた官民連携の推進

人口減少問題など本道が直面する様々な課題を乗り越えるためには、民間が有する知恵と力を活用し、新たな視点による取組を展開することで、活力ある北海道の実現に取り組んでいく必要があります。このため道では、北海道を応援したいという企業・団体や個人の方々のネットワークである「ほっかいどう応援団会議」を通じて、包括連携協定やタイアップ協定の活用といった協働活動やふるさと納税をはじめとする資金面での協力など、幅広い手法による官民連携の取組を推進します。

第5 道の重要政策の総合的な企画・調整

＜政策局参事＞

1 重要政策の総合調整

道政運営上の重要事項に係る協議、庁内の情報共有等を行うため、庁議を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する総合調整を行います。

2 新交流時代を見据えた政策展開 ～令和2年度重点政策～

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

令和2年度（2020年度）は、14の政策を「連なる好機～Chance」、 「課題解決に向けた挑戦～Challenge」、 「多様な連携～Cooperation」、 「未来の創造～Creation」という4つの視点で推進し、新たな時代に躍動する北海道の実現に取り組みます。



3 TPP等への対応

新たな国際環境下にあっても、農林水産業の再生産が可能となり、地域の産業が持続的に発展していけるよう、国の施策も効果的に活用しながら、競争力のある産業づくりに向けた施策の展開に取り組みます。

4 庁内資源・機能の有効活用

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、先進事例や有識者等のノウハウ・知見等も加えながら、高度で実効ある政策の実現を図る「政策開発推進事業」を推進します。

第6 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整

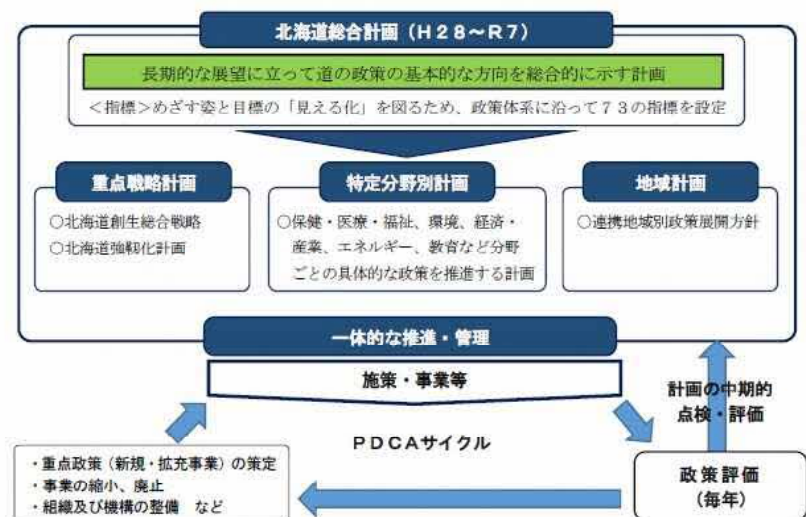
<政策局計画推進課>

1 北海道総合計画（2016(平成28)～2025(令和7)年度）の推進

長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す「北海道総合計画」は、道民や関係する方々と今後の北海道がめざす姿や進むべき道筋を共有し、その実現に向けてお互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しており、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する計画に委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めています。

特に、人口減少や強靱な北海道づくりなど、喫緊の課題に対応するため、「北海道創生総合戦略」と「北海道強靱化計画」を重点戦略計画として位置づけ、重点的・分野横断的に推進します。

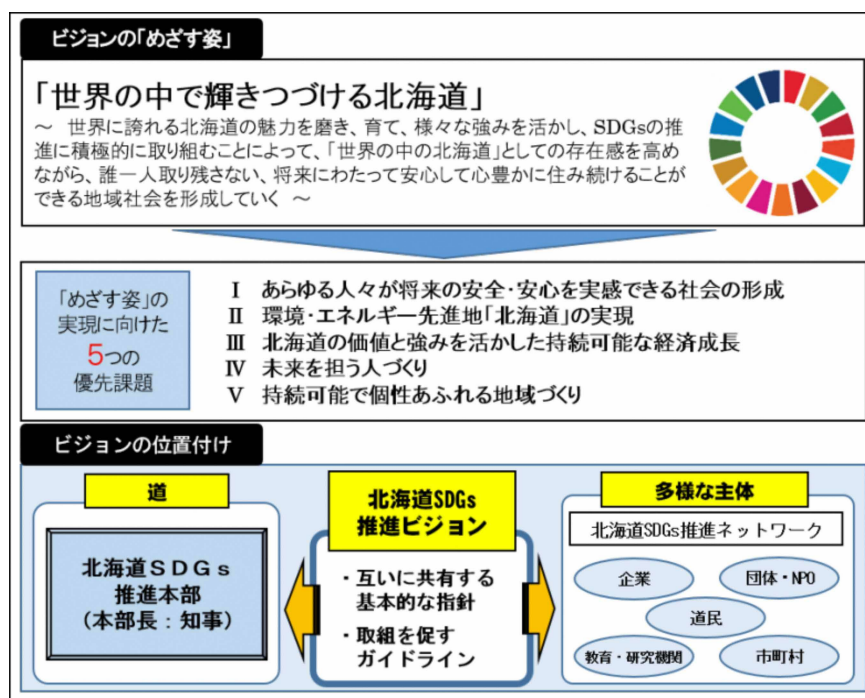
また、総合計画等を推進するためには、北海道開発法に基づき策定された「北海道総合開発計画」など国の各種計画の着実な推進が重要であることから、国などと密接な連携を図ります。



2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、世界の中の北海道として、持続可能な地域社会の形成をめざし、道民と力を合わせながら、SDGsの達成に向けた取組を推進していくため、2018年12月に「北海道SDGs推進ビジョン」を策定しました。

このビジョンを道民や市町村、企業・団体、NPOなど多様な主体の方々と広く共有しながら、各種計画へのSDGsの要素の反映や関連施策の着実な実施はもとより、各地域における連携・交流を推進するセミナーの開催や企業等の取組に対する認証制度の創設等のほか、多様な主体と連携した普及啓発などを通じ、様々な主体や世代にSDGsを広く浸透させながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進します。



3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてP D C Aサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。

5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「生産空間の維持・発展」、「国土強靱化」及び「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。

6 社会資本整備の推進

財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組めます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP／PFI手法の導入を促進し、国や関係部局と連携を図りながら、市町村の案件形成を支援します。

北海道の社会資本整備が抱える課題



7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守るとともに、本道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献するための施策を総合的かつ計画的に推進します。



1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

(1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

(2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

(3) 土地利用規制等対策の推進

① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、国が策定した「石狩川水系千歳川河川整備計画」に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

(4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標としても活用されています。令和2年度は、1,039地点の基準地について鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

2 水資源の保全に関する取組の推進

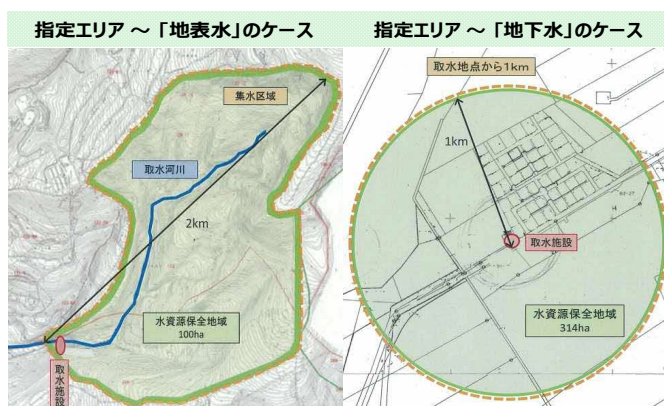
(1) 北海道水資源保全条例の制定

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を全国に先駆けて制定し、平成24年4月から施行しています。

本条例では、市町村長の提案により、「水資源保全地域」を指定して、適正な土地利用・取引を助言しています。

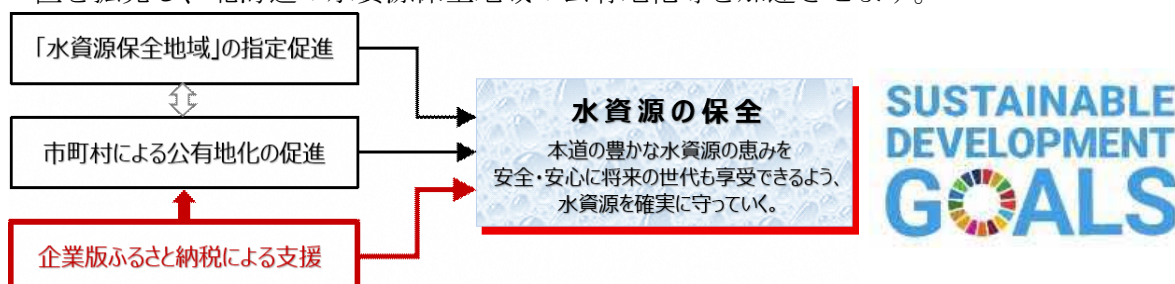
これにより、売主は、契約の3か月前までに、土地の所在や面積、利用目的などを事前に知事に届出を行うことが必要になります。

「水資源保全地域」の指定市町村	
振興局名	市 町 村 名 (地域数)
空 知	芦別市(1) 歌志内市(1) 上砂川町(1) 沼田町(1)
石 狩	千歳市(1) 石狩市(7) 当別町(1)
後 志	小樽市(2) 島牧村(1) 黒松内町(17) 蘭越町(1) ニセコ町(12) 真狩村(2) 留寿都村(3) 喜茂別町(3) 京極町(1) 倶知安町(3) 共和町(4) 岩内町(1) 泊村(1) 赤井川村(1)
胆 振	登別市(2) 伊達市(6) 壮瞥町(1) 厚真町(1) 洞爺湖町(1) むかわ町(11)
日 高	指定区域なし
渡 島	函館市(13) 北斗市(6) 知内町(2) 七飯町(3) 鹿部町(1) 森町(2)
檜 山	今金町(1)
上 川	旭川市(4) 名寄市(1) 美瑛町(1) 上富良野町(4) 中富良野町(2) 占冠村(4) 和寒町(4) 下川町(2) 美深町(2)
留 萌	増毛町(2)
宗 谷	稚内市(1) 枝幸町(3)
オホーツク	網走市(1) 置戸町(1) 浜中町(1)
十 勝	帯広市(2) 鹿追町(1) 新得町(5) 清水町(1) 大樹町(2) 広尾町(3)
釧 路	釧路市(1) 厚岸町(5) 浜中町(1) 標茶町(7) 弟子屈町(5) 鶴居村(10)
根 室	標津町(1)



(2) 水資源保全地域の公有地化の促進

- ① 水資源を確実に守るために、水資源保全地域内の民有地を市町村が買い取って保全する「公有地化」を促進しており、北海道地域づくり総合交付金により支援します。
- ② 地方創生「企業版ふるさと納税」による企業からの支援を受けて市町村への財政支援措置を拡充し、北海道の水資源保全地域の公有地化等を加速させます。



3 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（８月１日）、「水の週間」（８月１日～７日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による道内の水需給の動向等に関する調査を行います。

第8 総合教育の推進

<政策局総合教育推進課>

1 北海道総合教育会議の開催

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事と教育委員会で構成する「北海道総合教育会議」を開催します。

2 北海道未来人財応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際大会参加経費等の助成事業を実施します。

本道の持続的発展を図るため、市町村や民間交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、「世界の中の北海道」という視点に基づき、経済・人材・文化など様々な分野の交流の拡大や北海道ブランドの海外プロモーション等の国際化施策を戦略的に推進します。

1 グローバル戦略の展開

グローバル化の流れが急速に進展している中、本道が将来にわたり輝き続けていくためには、「世界の中の北海道」として、的確かつ迅速な対応を進めていくことが重要です。

このため、平成29年に策定した「北海道グローバル戦略」に基づき、今、私たちに求められるグローバルな視点や、北海道がめざす姿を道民の皆様と共有しながら、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、国際関連施策の戦略的・効果的な展開を図ります。

2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを相互に理解・尊重し、ともに地域の発展・活性化に貢献することができる多文化共生社会の実現に向け、多言語による一元的相談対応の充実や外国人に対する日本語教育人材の育成、災害時の多言語支援等に取り組み、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指します。

3 海外との交流の推進

姉妹友好提携を締結しているカナダ・アルバータ州、中国・黒竜江省、アメリカ・マサチューセッツ州、ハワイ州、ロシア・サハリン州、韓国・釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道、タイ王国・チェンマイ県の6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。特に、令和2年度は、アルバータ州（40周年）、マサチューセッツ州（30周年）、釜山市（15周年）、ソウル市（10周年）との交流が、節目となる周年であることから、相互交流や記念行事等を実施します。また、本道における国際化施策の戦略的かつ効果的推進並びに北海道ブランドの浸透および交流の活性化を進めるための基盤作りとして、ベトナム、フィンランド等との関係構築等を行います。

4 ロシアとの友好・経済交流の推進

2020年からはじまる日露地域・姉妹都市交流年を契機とした両国の地域間交流の高まりや、ロシアとの交流を戦略的に推進するための包括的な基本方針となる「北海道・ロシア地域間交流推進方針（仮称）」に基づき、サハリン州・沿海地方・ハバロフスク地方などのロシア極東地域とのこれまでの交流の深化と拡大を図るとともに、サンクトペテルブルク市・モスクワ州などの欧露部との経済・文化・医療など幅広い分野での交流を進めるなど、ロシアとの地域間交流を加速化します。

5 関係機関・団体等と連携した国際関係施策の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため、関係団体などとの連携を図りながら各種啓発事業等を実施し、道民への意識啓発に努めます。

また、昨年倶知安町で開催されたG20観光大臣会合等の国際会議の開催実績等を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組みます。

6 人材の育成

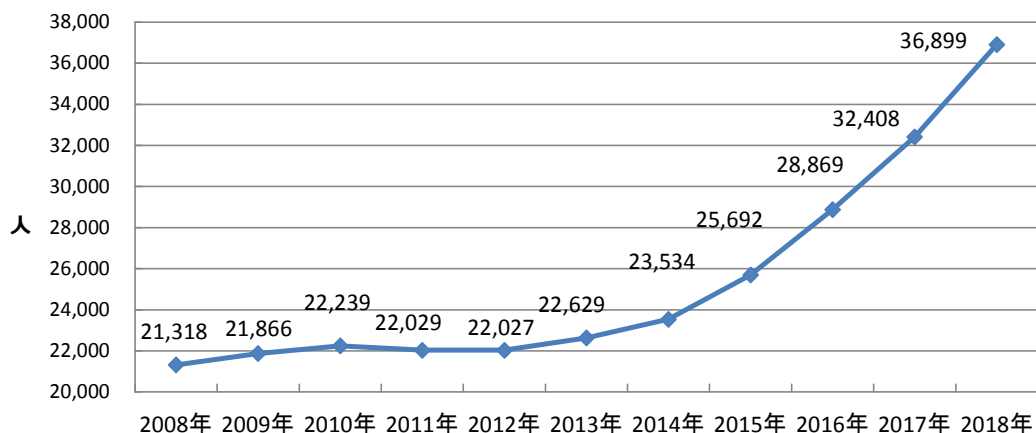
語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成に向け、外国人私費留学生等を支援します。

7 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲の促進に努めます。

(参考 1) 【北海道の外国人の状況（法務省在留外国人統計）】



(参考 2) 【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	＜姉妹提携＞1980年9月5日	＜友好提携＞1986年6月13日	＜姉妹提携＞1990年2月7日
位置	北緯49～60度 西経110～120度	北緯43～53度 東経121～135度	北緯42～43度 西経70～73度
面積	661,185km ²	473,000km ²	20,306km ²
人口	4,334千人(2018年)	37,992千人(2018年)	6,860千人(2017年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・1戸当たり農地面積は北海道の約18倍。小麦、大麦、菜種が主要作物。	・中国食糧基地のひとつで畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	＜友好・経済協力提携＞1998年11月22日	＜交流趣意書＞2005年12月14日	＜交流趣意書＞2006年6月7日
位置	北緯45～55度 西経141～145度	北緯34～35度 東経128～129度	北緯34～35度 東経127～129度
面積	87,100km ²	769km ²	10,538km ²
人口	490千人(2018年)	3,441千人(2018年)	3,373千人(2018年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	—	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・土地の半分以上はタイガで木材産業が盛ん。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。 ・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	＜友好交流協定＞2010年10月15日	＜友好関係協定＞2013年2月26日	＜友好協力協定＞2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33～34度 東経126度
面積	605km ²	20,107km ²	1,849km ²
人口	9,765千人(2018年)	1,746千人(2017年)	667千人(2018年)
州・省都	—	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、近年は、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が期待される。	・農業を中心とする第一次産業の割合が17%で減少傾向にあり、一方、観光業を中心とする第三次産業が71%で増加傾向にある。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	＜友好交流協定＞2017年5月8日		
位置	北緯18～29度 東経154～162度		
面積	16,634km ²		
人口	1,428千人(2017年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

1 「北海道ICT利活用推進計画」

(1) 計画の概要

道では、平成13年度から順次「情報化推進計画」を策定して、道民の方々や市町村、企業などとICT利活用の将来ビジョン等を共有した上で、道民生活や産業分野などにおける情報化を計画的に推進してきたところですが、近年のスマートフォンの急速な普及やIoT、ビッグデータ、AIの実用化の進展など、ICTを取り巻く環境が劇的に進化する中、広域分散型社会を形成し、人口減少が全国を上回るスピードで進行する北海道が抱える様々な課題に的確に対応し、「北海道総合計画」が掲げる「輝きつづける北海道」を実現するため、平成30年3月に「北海道ICT利活用推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。



(2) 施策の展開方向

本計画においては「北海道総合計画」が掲げる「生活・安心」、「経済・産業」、「人・地域」の3つの分野とともに、ICT全般の利活用の推進と電子行政の構築を担う「行政」を加えた4分野を基本方針の柱として取組を推進します。

また、具体的取組を推進するにあたっては、令和2年度を目途に重点的に取り組む施策を4つの基本方針を横断する形で設定し、ICTの利活用の拡大・深化に向けた取組を積極的に展開します。

- 【重点的に取り組む施策】**
- ① IoT、オープンデータ・ビッグデータ、AI等の活用推進
 - ② テレワークの推進
 - ③ マイナンバー制度の円滑な運用等
 - ④ 情報通信基盤の維持・整備
 - ⑤ サイバーセキュリティ対策の推進
 - ⑥ 人材育成・普及啓発（プログラミング教育、セキュリティ人材）

2 情報化施策の推進

(1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）」の更新整備に取り組むとともに、携帯電話、超高速ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

(2) 電子道庁の推進

住民にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化の推進や、庁内の情報システムの質を更に高め、ＩＣＴの積極的な利活用を推進することで行政サービスの一層の向上を図ることを目的とし、全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システム最適化、ＬＧＷＡＮなど各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、記録媒体やライセンスなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

(3) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第３セクターである株式会社ＨＡＲＰとの連携の下、ＨＡＲＰ構想*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

* ＨＡＲＰ【ハーブ】Harmonized Applications Relational Platform（調和型アプリケーション連携基盤）の略。

道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

(4) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用やクラウドの導入等について検討するとともに、ＨＡＲＰ構想に係る取組においても、市町村における自治体クラウドの導入等を促進します。

(5) オープンデータ・ビッグデータの活用推進

オープンデータとして公開するデータの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進します。

(6) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

(7) 災害時におけるＩＣＴ部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」の推進に取り組むとともに、市町村のＩＣＴ－ＢＣＰの策定に係る取組についても支援を行います。

(8) 北海道Society5.0の実現に向けた取組

地域課題の解決に向けたＩｏＴの実装事業の展開、道内をフィールドとした民間企業の実証事業の誘致など、未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会である「北海道Society 5.0」の実現に向けた取組を進めます。

3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、本道におけるＩＣＴの利活用の拡大・深化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

(1) 庁内における施策の推進

知事をトップとして道政運営の重要事項に係る決定等を行う庁議や各部等との連絡調整等を行うＩＣＴ推進委員会により、庁内の総合調整を図りながら、情報化施策を推進・展開します。

(2) 北海道ＩＴ施策推進連絡会議（ＤＯ ＩＴ ５）の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(3) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

(4) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

HAR P構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

第 1 1 統計調査の実施

<情報統計局統計課>

1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（4省11調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

[総務省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
令和2年国勢調査	我が国の最も基本で重要な統計調査として5年ごとに人口・世帯・産業構造等の実態を把握する。	10月1日 約2,400,000世帯
令和2年国勢調査事後調査	令和2年実施の国勢調査の調査方法及び調査対象の把握状況を実地に検証し、本調査の結果利用上の留意及び次回調査の企画設計等に資する。	11月20日 国勢調査区から抽出された約30調査区
2020年工業統計調査（経済産業省共管）	製造業を営む事業所の従業者数や製造出荷額等を把握することにより、工業の実態を明らかにする。	6月1日 約9,000事業所
労働力調査	就業、不就業の状態を明らかにする。	毎月末日 約2,700世帯
小売物価統計調査	消費者物価指数等を作成し、物価の動向及び構造を明らかにする。	毎月 約800店舗・1,250世帯
家計調査	家計収支の実態を明らかにする。	毎月 318世帯

[文部科学省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 約2,900校
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月 208校

[厚生労働省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	給与、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	給与、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日 約900事業所

[農林水産省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
2020年農林業センサス	農林業・農山村の基本構造の実態を明らかにする。	令和2年2月1日 約44,000農林業経営体

[北海道単独統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本 台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	3、6、9、12月末日 179市町村

2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、統計資料を整備するとともに、統計功労者の表彰、統計職員の研修等を行い、統計の普及啓発を行います。

(1) 統計の公表及び普及

統計調査の結果を速やかに公表するとともに、行政推進上の基礎資料としての活用や、広く道民の利用に供するため、道をはじめ、各機関が公表している諸統計を収録した出版物を刊行します。

また、統計の普及啓発を図るため、ホームページによる各種統計情報等の配信や統計グラフ全道コンクールを行います。

ア 出版物の刊行

北海道ポケット統計	3月
北海道統計書	3月

イ ホームページによる情報提供

上記アに掲げる刊行物の掲載
各種統計調査の結果 随時更新

ウ 統計の普及啓発事業

令和2年度統計グラフ全道コンクール

(2) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者 統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員

表 彰 時 期 10月 (予定)

表彰式開催場所 札幌市 (予定)

(3) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

<統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市（1回／2日間）、専門研修 札幌市（1回／1日間）

<都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：札幌市（1回／1日間）